

令和6年度 前橋市生垣づくり奨励金交付要項

令和6年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市まちを緑にする会事務局 (前橋市役所公園緑地課内 8階)	電話 898-6842 (直通) 224-1111 (内線3842) メールアドレス kouenryokuti@city.maebashi.gunma.jp
---	--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	前橋市は、緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣等設置し緑化を行う者に対し、奨励金を交付します。				
内容	補助対象者	生垣を新たに植栽し、又は既存の囲障に替えて生垣を植栽する市民 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。			
	交付の対象となる事業及び対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生垣の設置及び既存囲障の取壊し</td> <td>                             ・ 原材料費（生垣樹木購入費）                              ・ 植栽費（樹木植え手間・支柱設置）                              ・ 解体費（既存囲障の取壊し費）                         </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	対象経費	生垣の設置及び既存囲障の取壊し
対象事業	対象経費				
生垣の設置及び既存囲障の取壊し	・ 原材料費（生垣樹木購入費） ・ 植栽費（樹木植え手間・支柱設置） ・ 解体費（既存囲障の取壊し費）				

	交付金額	<p>予算の範囲内で次のとおり交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣施工費（樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置）に相当する額の3分の2を奨励金として交付します。ただし、100円未満は切捨てとし、8万円を上限とします。</li> <li>2 既存の囲障に替えて、生垣を植栽する場合は上記奨励金に既存囲障の取壊し実費を超えない範囲で、6万円を限度に加算交付します。</li> </ol>
	交付条件	<p><b>【適用箇所】</b> 適用箇所は、都市計画区域内の幅員4メートル以上の公道に面した部分です。ただし、土地区画整理事業施行中の区域で仮換地未指定地については除きます。</p> <p><b>【生垣の基準】</b> 植栽する生垣の規模、樹種等の基準は次のとおりです。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 植栽する樹木の高さは0.6メートル以上とします。</li> <li>(2) 生垣の延長は、2メートル以上とします。</li> <li>(3) 樹木の植栽本数は1メートル内に3本以上とします。ただし、樹木の葉張りが50センチメートル以上のものを使用する場合又は樹木の種類によってはこの限りではありません。</li> <li>(4) 植栽する樹木は生垣に適した樹種を選択して購入してください。</li> </ol> <p><b>【見積書の提出】</b>  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生垣施工費（樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置）、解体費（既存囲障の取壊し費）の見積を提出してください。 ※樹木植え手間、支柱設置、解体費は諸経費を含めてください。 (交付額については消費税込みで算出します。)</li> </ol> </p> </p>
	施工、購入業者の条件	<p>生垣植栽に係る工事を行う者は、市内に本店・支店等の事業所をおく事業者又は個人事業者であることとします。また、自身で生垣の設置を行なう場合についても、樹木の購入先については同様とします。</p>
交付 手 続 等	交付申請の方法、時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨励金の交付を希望される者は、市長が別に定める期日までに「奨励金交付申請書」（様式第1号）を提出してください。</li> <li>2 前項の申請にやむをえず変更が生じた場合は、「奨励金交付変更承認申請書」（様式第1-2号）を提出してください。</li> </ol>

<p>交付決定の 時期等</p>	<p>1 申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められたものに対して「生垣づくり奨励金交付決定通知書」（様式第2号）により通知します。</p> <p>2 奨励金交付変更等承認申請書が提出された場合は、承認の可否を決定し、「奨励金交付決定変更等承認通知書」（様式第2-1号）により通知します。</p> <p>3 奨励金交付査定での生垣施工費（樹木購入費・植え手間・支柱設置）、解体費（既存囲障の取壊し費）は、見積書と市が設定する標準額を比較し、安い額の方を採用します。なお、奨励金交付査定額は工事完了後の検査後に確定するものであり、この段階では確定としません。</p>
<p>実績報告書 の提出</p>	<p>1 生垣づくり奨励金交付決定通知を受けた者は、通知のあった日から工事を開始し、完成の日から1週間以内に、「生垣づくり奨励金交付完成届」（様式第3号）を提出し検査を受けてください。</p> <p>2 検査後に奨励金額確定し、「生垣づくり奨励金額確定通知書」（様式第5号）を通知します。</p>
<p>請求の方法 支払時期等</p>	<p>奨励金は、「補助金等交付請求書」（様式第6号）を提出した後に内容を確認し受理した日から30日以内に支払います。</p>
<p>遵守事項等</p>	<p>奨励金を受けた者は、善良な管理のもとに次の事項を遵守してください。</p> <p>（1）生垣の健全な育成を図るため、剪定、病虫害の防除、施肥等を行なってください。</p> <p>（2）植栽後、原則として5年間は樹木の伐採又は移動を行なわないでください。</p> <p>（3）樹木が枯れた場合は、直ちに補植し現状を維持してください。</p>
<p>交付決定の 取消し及び 補助金の返 還</p>	<p>市は、生垣づくり奨励金交付決定通知又は奨励金の交付を受けた者がこの要項に反する行為をした場合、決定を取消し奨励金の全額若しくは一部の返還を求めることができます。</p>
<p>申請書等の 様式</p>	<p>1 生垣づくり奨励金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 生垣づくり奨励金交付変更等承認申請書（様式第1-2号）</p> <p>3 生垣づくり奨励金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>4 生垣づくり奨励金交付決定変更等承認通知書（様式第2-2号）</p> <p>5 生垣づくり奨励金交付完成届（様式第3号）</p> <p>6 生垣づくり奨励金検査調書（様式第4号）</p> <p>7 生垣づくり奨励金額確定通知書（様式第5号）</p> <p>8 補助金等交付請求書（様式第6号）</p>

